

# 老朽空き家の解体



**受付期間 令和8年4月15日～令和9年1月20日**

※ただし、受付期間中であっても令和8年度の予算に達し次第、受付を終了します。

## 1. 補助対象概要(詳細は補助金交付要項)

- ① 居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住宅(店舗併用住宅を含む)
- ② 昭和56年5月31日以前に建築され、抵当権等が設定されていない。
- ③ 市内の事業者が行う工事
- ④ 申請者は次のいずれか
  - ア 空き家の所有者で、解体しようとする者
  - イ 空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする者
  - ウ 空き家の所有者から承諾を得て解体しようとする者

## 2. 補助金額

- ① 解体工事費用(税抜)の3分の1以内で上限25万円
- ② 居住誘導区域加算(千代田町は法人申請可)  
居住誘導区域の空き家を解体する場合、5万円

### 3. 補助金額計算表

補助金額は以下のように計算します。(1,000円未満は切り捨てます。)

基本額		加算額		補助金額
25万	+	5万 (ア)	=	上限30万 ※ただし、対象工事費用の1/3以内
ア 居住誘導区域加算				

※加算額は単体で交付されるものではなく、基本額に上乗せされます。

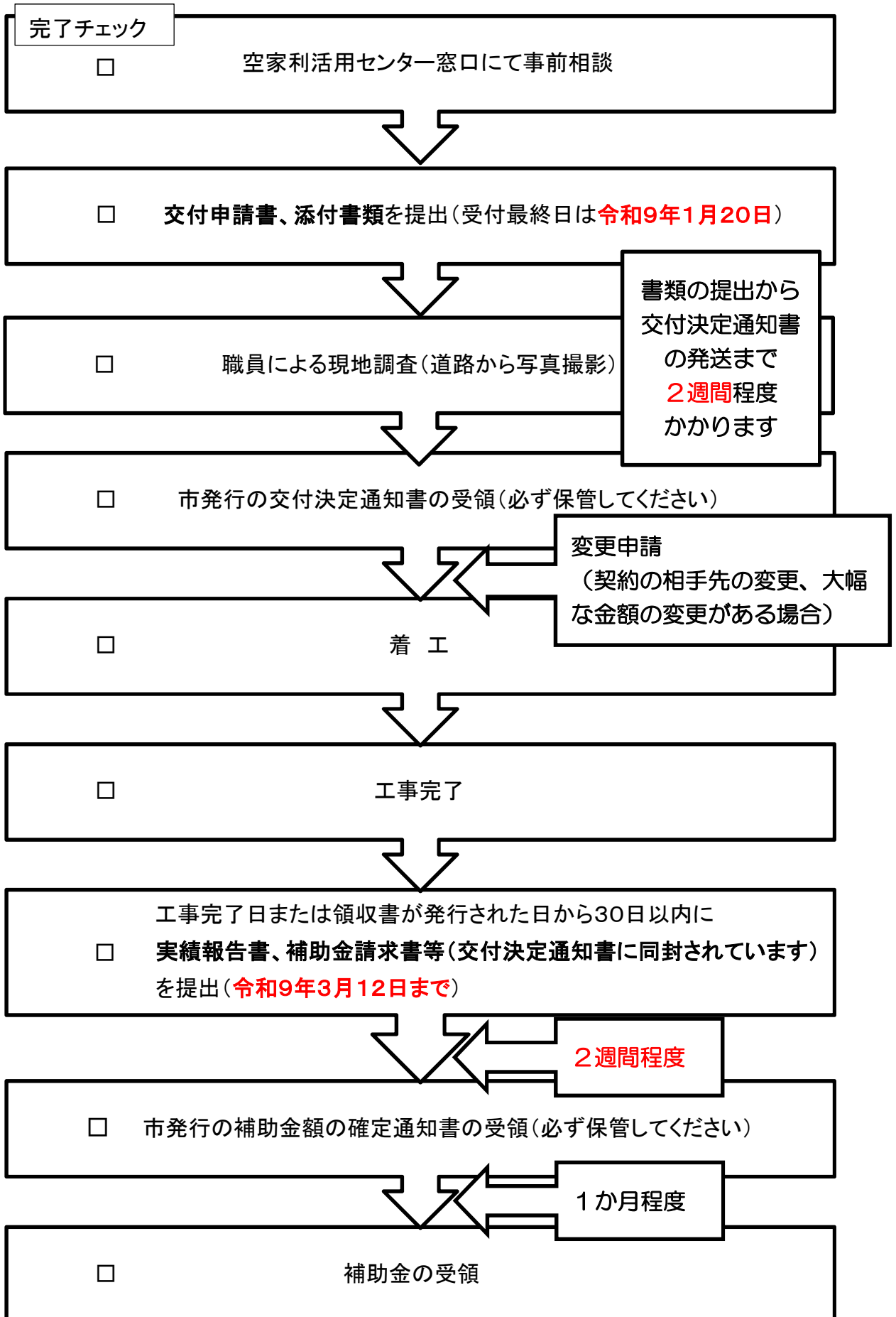
例1 解体費100万円、居住誘導区域内の空き家を解体					
基本額		加算額		計算	補助金額
25万	+	5万	=	30万	30万(上限)

例2 解体費60万円、居住誘導区域外の空き家を解体					
基本額		加算額		計算	補助金額
25万	+	0	=	25万	20万 (工事費の1/3)

## 注意事項

- ※空き家とは、居住していた者がいなくなってから概ね1年以上経過した戸建ての住宅とします。
- ※1人1回1棟までの申請とします。複数の棟をまとめて解体する場合、1棟分の工事費に対しての補助とします。
- ※申請前に着工した場合は、補助対象となりません。
- ※申請者は個人に限ります。（千代田町は法人申請可）
- ※工事内容が分かる見積書を提出してください。
- ※解体工事の契約の相手方は前橋市内の事業者に限ります。（見積書と領収書の業者住所が前橋市内であること）
- ※申請者が業者と契約しないで自ら解体工事を施工する場合は対象外とします。
- ※審査の過程で前橋市空き家対策補助の対象事業に適合しないと判断された場合は、補助対象となりません。
- ※対象工事費は解体工事の見積書の内容から算定します。（空き家及び土地の取得に係る費用などは対象外）
- ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。

令和8年度 老朽空き家解体補助 の手続きフロー  
(必ずこの順番どおりに手続きを進めてください)



令和 ~~年~~ ~~月~~ ~~日~~

（宛先）前橋市長

補助金交付申請書兼誓約書

令和8年		<b>着工前に提出すること</b>		390
申請者	氏	<b>提出期限 令和9年1月20日必着</b>		
	住所	前橋市〇〇町〇丁目〇番〇号		
解体物件の概	所有者	前橋 二郎	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 亡親族（確約書要） <input type="checkbox"/> その他（承諾書要）
	所在地番	※登記事項証明または売買契約書の所有者 前橋市 〇〇町〇丁目〇番地〇		
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 前橋市老朽空き家解体補助金交付要項を遵守します <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事の着工前です <input checked="" type="checkbox"/> 申請者は過去に前橋市空き家対策事業の補助を受けていません <input checked="" type="checkbox"/> 申請者は市税に滞納がありません。また、違反の有無を確認するため必要がある場合は、市税の納付状況等の確認を受けることに同意します			
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 申請者本人が確認できるもの（住民票・免許証のコピー等） <input checked="" type="checkbox"/> 2. 委任状（申請者以外が記入・提出・申請者以外へ書類の送付） <input checked="" type="checkbox"/> 3. 建物登記全部事項証明書の写し（直近3か月以内のもの） ※未登記の場合は固定資産税納税通知書の課税明細書（家屋）の写し、または土地・家屋名寄帳の写し等の建築年及び用途が確認できるもの <input checked="" type="checkbox"/> 4. 工事見積書の写し（ <b>次ページに説明があります</b> ） ※記載されている業 <input checked="" type="checkbox"/> 5. 工事場所の写真（解体工事着工前2枚） <input checked="" type="checkbox"/> 6. 概ね1年以上空き家であることが確認できる書類の写しのいずれか1つ ・給水の中止等確認書 ・電気の検針票、ガスの閉栓証明 ・仲介する不動産会社作成の1年以上空き家である「証明書」 <input checked="" type="checkbox"/> 7. 居住誘導区域確認書 <input checked="" type="checkbox"/> 8. 空き家の解体に関する「承諾書」または「確約書」 （補助申請者と住宅の所有者が異なる場合、または共有名義の場合）			

## 申請書に添付する書類の説明

### ①申請者本人が確認できる住民票・免許証コピー等

### ②委任状(申請者以外が記入・提出、申請者以外へ送付等。書式は任意)

### ③建物登記全部事項証明書の写し等

※建物登記全部事項証明書は法務局で取得できます。

発行されてから直近3か月以内のものを提出してください。

※未登記の場合は固定資産税納税通知書の課税明細書の写し、または土地・家屋名寄帳の写し等の建築年及び用途が確認できるものを提出してください。

### ④工事見積書の写し(申請者名が記載され市内業者が発行)

※工事内容と費用の内訳が分かるものを提出してください。

### ⑤解体物件のカラー写真(解体後の写真と比較できるように)

### ⑥概ね1年以上空き家であることが分かる書類の写し

例1：水道の使用状況(空き家利活用センターに確認を依頼する)

例2：電気やガスを1年以上前に停止したことが分かる書類または過去1年の領収書

例3：不動産会社が作成した1年以上空き家である証明書(任意書式)

### ⑦居住誘導区域確認書

※市役所9階の都市計画課で、確認をしてください。

### ⑧空き家の解体に関する「承諾書」または「確約書」

※申請者と解体する空き家の所有者が違う場合、所有者の承諾が必要となります。

#### ①所有者が存命の場合

・所有者(共有の場合は所有者全員)から承諾をもらってください。

#### ②所有者が亡くなっている場合で、申請者が法定相続人である場合

・相続人を代表し、解体を行うことの確約書を提出してください。

・所有者の死亡が分かる書類(戸籍謄本の写しなど)も提出してください。

※売買契約済で申請者が購入者であれば、引渡し前でも承諾書は不要です。

その場合、売買契約書の写し(空き家を取得した事実が分かる書類)の添付が必要になります。

※諸事情により自署が困難な場合は、代筆届を提出してください。

~~令和 年 月 日~~

(宛先) 前

**提出期限 令和9年3月12日(必着)**

実績報告書

令和 ~~年 月~~ 日付け前橋市指令(建住)第 ~~号~~ により補助金の交付決定のあった前橋市老朽空き家解体補助金の工事完了について、次のとおり報告します。

申請者	<b>前橋 太郎</b>		電話	<b>123-456-7890</b>
住所	<b>前橋市〇〇町〇丁目〇番〇号</b>			
解体した物件の概要	所在地番	前橋市 <b>〇〇町〇丁目〇番地〇</b>		
	完了日	令和 〇年 〇月 〇日		
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 施工業者(見積業者)の発行する申請者名が記載された工事領収書の写し ※記載されている業者住所が前橋市内のものに限ります。 ※金融機関の <b>次ページに説明があります</b>			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 工事完了簡用			
	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 補助金交付請求書(様式第9号)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 4. 通帳の表紙裏の写し (金融機関名、支店名、口座番号、カナ氏名が分かる部分) ※通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるものの写し			

## 実績報告書に添付する書類の説明

### ①工事領収書の写し

※必ず施工業者から領収書を受け取ってください。

※宛名は、申請者名としてください

※振込受付書やネット銀行の支払・振込画面の写し、クレジットカードのレシートは受付できません。

※申請書に添付した見積額より支払額が減額となった場合は、補助額が減額となる場合があります。

### ②工事完了箇所の写真

※申請時に提出した解体前の写真と比較できるよう解体後の更地の写真を1枚以上提出してください

### ③補助金の交付請求書

※補助金の振込口座を記入してください。

※申請者以外の名義の口座には振り込めません。

※カナ氏名・口座番号をよく確認してください。

### ④通帳の表紙裏の写し

※振込先の金融機関名・支店名・口座番号・カナ氏名が分かる部分を提出してください。

※通帳が発行されていない場合は、上記内容が分かるものの写しを提出してください。

# 前橋市 老朽空き家解体補助 Q&A 集

## 1. 事前相談について

<b>Q1-1 事前相談とはどういうことをするのか？ また、持参すべき必要書類はあるか？</b>
市役所8階 建築住宅課にお越しください。 申請条件を確認しながら、事前相談シート等を記入いただきます。条件に該当した場合、申請書をお渡しし、必要書類のご案内をいたします。 なお、特にお持ちいただく書類はありませんが、空き家の所在などがわかるようにしてください。
<b>Q1-2 空家利活用センターに事前相談が必要とのことだが、 相談した証明書等は発行されるのか？</b>
相談の際に記入していただく、事前相談シートの写しをお渡しします。
<b>Q1-3 事前相談は、工事業者でもいいのか？</b>
事前相談はどなたでも可能です。所有者から依頼されていることをつたえてください。
<b>Q1-4 事前相談を行わずに工事を着工してしまったが、補助金の申請はできるか？</b>
申請できません。

## 2. 申請者の要件について

<b>Q2-1 所有者と申請者が異なる場合でも申請できるか？</b>
承諾書又は売買契約書等を提出してください。 所有者が死亡している場合は、確約書を提出してください。法定相続人の代表となる方が申請者となります。
<b>Q2-2 法人が所有している空き家について、その法人が補助金の申請ができるか？</b>
千代田町に所在する空き家を解体する場合のみ、申請できます。
<b>Q2-3 共有名義の空き家を解体する場合、補助金の申請者はどうなるのか？</b>
共有名義であっても、1物件につき1回の申請しか認められませんので、 共有名義者間で相談をして申請者を決め、承諾書を提出してください。
<b>Q2-4 登記事項証明書に記載のある所有者はすでに死亡しているが、 法定相続人なら申請できるか？</b>
可能です。ただし、所有者が亡くなっていることがわかる書類と、 法定相続人を代表して解体申請を行う旨の確約書を提出していただく必要があります。
<b>Q2-5 登記事項証明書に記載のある所有者はすでに死亡しており、 法定相続人ではない者が申請することはできるか？</b>
法定相続人の代表者から承諾を得た方であれば申請できます。

### 3. 申請条件について

<b>Q3-1 購入した土地に空き家があり、解体するが、その場合でも申請できるか？</b>
売買契約書に空き家付きで引き渡される旨の記載があれば申請できます。 建物の引渡しが契約に含まれていない場合、現所有者からの承諾が必要になります。
<b>Q3-2 空き家付きで土地を購入した。土地は所有者変更の登記をするが、建物の登記はしない予定である。解体の申請をする場合、承諾書は必要か？</b>
売買契約書で引き渡しがされることが記載されていれば、承諾書は不要です。
<b>Q3-3 平屋の貸し住宅をまとめて3棟解体したいが、3件分の申請はできるか？</b>
申請できません。申請は1所有者1物件とします。
<b>Q3-4 空き家の増築部分だけを残して解体する場合、申請できるか？</b>
申請できません。増築部分を含めて1棟全てを解体することが条件となります。

### 4. 申請書および添付書類について

<b>Q4-1 申請書は、市ホームページからダウンロードできないのか？</b>
事前相談の際にお渡ししますので、必ず来庁して受け取ってください。
<b>Q4-2 提出書類はコピーして提出してもよいのか？</b>
提出できます。

### 5. 対象経費について

<b>Q5-1 補助金額の対象となる工事費用は消費税込みか？</b>
税抜き価格です。
<b>Q5-2 補助金額の算定の際に、対象外となるものはあるのか？</b>
空き家及び土地の取得に係る費用などは対象外です。

### 6. 補助金の申請時期などについて

<b>Q6-1 補助金が交付されるまでの流れを教えてください。</b>
手引きに記載のとおりです。
<b>Q6-2 工事完了後、いつまでに補助金の請求をしなければならないのか？</b>
工事完了の日または領収書が発行された日から30日以内に報告をしてください。なお、最終の受付は令和9年3月12日(金)です。工事完了後30日以内であっても、令和9年3月12日を過ぎたものは受付できません。